災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 10 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提案理由

大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)の施行に伴い、同法第 56 条第 1 項に規定する職員に対して、災害派遣手当を支給できるようにするため、この条例を制定しようとするものであります。

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

災害派遣手当等に関する条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 283 号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「第32条第1項に規定する職員」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員」を加え、「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法」を「並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新

旧

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法 律第67号)第204条第2項及び地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項並び に災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規 定する職員及び大規模災害からの復興に関す る法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項 に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職 員」という。)に支給する災害派遣手当、武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職 員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣 手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措 置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定す る職員(以下「新型インフルエンザ等緊急事態 措置派遣職員」という。)に支給する新型イン フルエンザ等緊急事態派遣手当(以下これらを 「災害派遣手当等」という。)に関し必要な事 項を定めるものとする。

以下省略

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法 律第67号)第204条第2項及び地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項並び に災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規 定する職員(以下「災害応急対策等派遣職員」 という。)に支給する災害派遣手当、武力攻撃 事態等における国民の保護のための措置に関 する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に 規定する職員(以下「国民保護等派遣職員」と いう。)に支給する武力攻撃災害等派遣手当及 び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定する職員(以 下「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣 職員」という。)に支給する新型インフルエン ザ等緊急事態派遣手当(以下これらを「災害派 遣手当等」という。)に関し必要な事項を定め るものとする。

以下省略